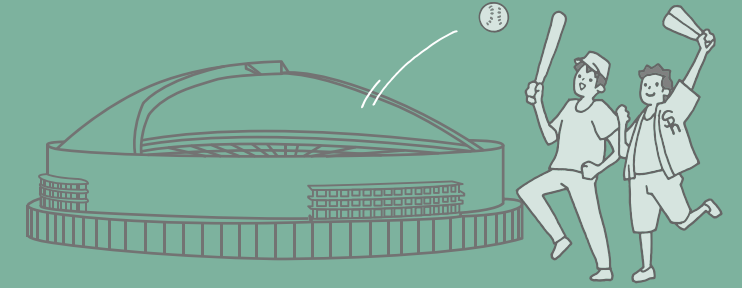


福岡市には、さまざまな特色をもった都市景観形成地区があります。
みなさんもまちなみルールづくりに取り組んでみませんか？



地域できづく。

都市景観形成地区 のはなし

- 都市景観形成地区指定制度って？
- 理想のまちなみをつくるには？
- どんなルールが必要なの？

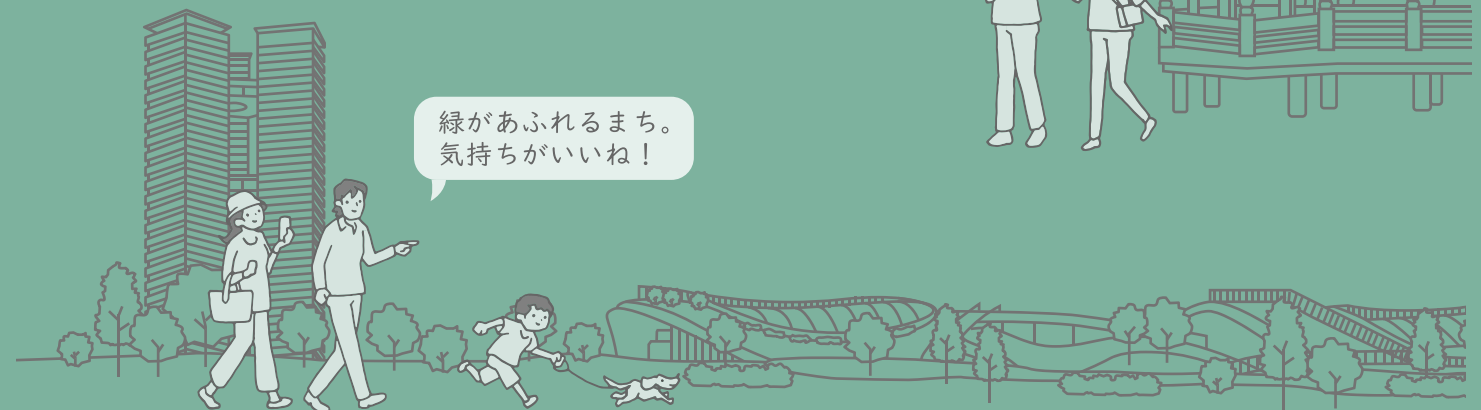
賑わいのあるまちで
働くのって、楽しい！



伝統建築が残るまちなみ、
大事にしていきたいね。



緑があふれるまち。
気持ちがいいね！



令和3年4月

シーサイド
ももち地区
(平成8年指定)



広場がたくさんあって、子供と過ごしやすい。

ルール：開放的な広場や緑地を確保し、イベントにも対応できる多目的広場としての演出も考慮する。



どこから見ても素敵な自慢のまちです。

ルール：福岡タワーからの眺望及びスカイラインの形成に配慮する。



まちなみに趣と風格を感じる。

ルール：1階及び2階の屋根は、原則として日本瓦葺きとする。



懐かしい雰囲気、こころが落ちつく。

ルール：伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。



御供所地区
(平成10年指定)



アイランドシティ
香椎照葉地区
(平成23年指定)



木漏れ日がきれいだから近くを散歩してみよう。

ルール：樹木・生垣の維持・育成に努める。



きれいなまちなみで、友達を呼びたい。

ルール①：道路境界線から、建築物の外壁までの距離は1.5m以上とする。



ルール②：外壁の色彩については、周辺のまちなみとの調和に配慮する。



お洒落なお店がならんでいて、ウキウキする。

ルール①：建物の1階と2階は、できる限り店舗、サービス施設とする。

ルール②：周辺と調和した、質の高い広告物の設置に努める。



空が広くて開放感がある。

ルール：博多駅前線の道路境界線から、建築物の外壁までの距離は1.5mとする。



はかた駅前
通り地区
(平成23年指定)



このほかの指定地区については、福岡市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4589 FAX : 092-733-5590 E-mail : toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp





まちこ
(地域のまちなみを良くしたい、まちこさん)



福岡市
(まちなみづくりを応援する、福岡市職員)

都市景観形成地区指定制度ってなに？

景観の形成を重点的に図る必要のある地域において、住民が主体となり地区の個性にあわせて、まちなみづくりのルールを定めるための制度です。

その1 地域の景観を知る

住んでいるまちの景色がごちゃごちゃしている…。
どうにかできないかな？

まわりの人に呼びかけ、まちなみの現状や地域の特性について共有しましょう。

昔のまちなみが消えていくのが寂しい…。

派手な看板が多いなあ。

個性のないまちだなあ。

昔に比べて自然がへったな。

みんなの思い。
どうしたらいいの？

解決策を知るために、地域の景観や、市の制度を学びましょう。

都市景観形成地区指定制度を知っていますか？



支援 出前講座での制度説明や、勉強会への参加などを行います。

その2 目標を決める

理想のまちなみにするために、何をしたらいいの？

まちなみづくりの目標を決めましょう。

のっぺりした見た目の住宅街…



実現へのヒント！
建物のデザインに工夫が欲しいですね。

オシャレなまちなみにしたい！

無機質に建ち並ぶビル群…



実現へのヒント！
緑化できるスペースを増やしましょう。

緑あふれるまちにしたいな～！

伝統建築の中に奇抜な看板が目立つ…



実現へのヒント！
広告の大きさ等のルールが必要ですね。

歴史的な景観を残したい！

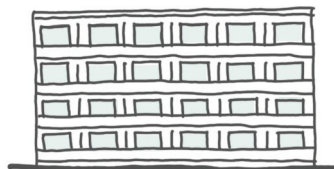
支援 目標を決める際の助言や、活動支援などを行います。

その3 ルール案を作成する

目標の実現のために、どんなルールが必要なの？

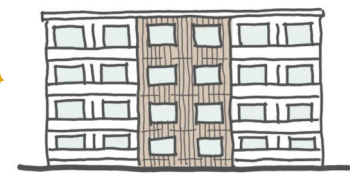
建築物等や屋外空間、屋外広告物について以下のようなルールを定めることができます。

！建築物の場合



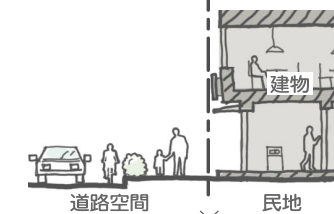
壁面が単調で威圧的。

ルールがあると…



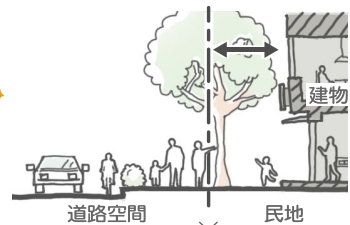
壁面を分割し、表情を持たせる。

！屋外空間の場合



道路くらいにしか緑がない。

ルールがあると…



道路側にスペースを確保し、うおいの空間をつくる。

！屋外広告物の場合



まちなみに合わない大きさや色彩の広告物。

ルールがあると…



大きさや色彩がまちなみに調和した広告物。

支援 専門的な知識を提供しながら、地域と協働でルール案を作成します。

完成まで
2～3年

合意

指定手続き

※市が行います。

1年

都市景観形成地区指定

運用する

ルールの運用はどうするの？

市が事業者との協議などを行います。

建設プロジェクト



支援 法令に基づいた運用を行います。

市はいろいろな支援をしてくれるんだね。ほかにはどんなものがあるの？

「景観づくり地域団体」に認定されると、活動に要する一部の経費の助成を受けることができますよ。